

議第 5 号議案

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の
処遇改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 3 1 年 3 月 1 3 日提出

提出者	新座市議会議員	小野	大輔
賛成者	〃	高邑	朋矢
	〃	笠原	進
	〃	辻	実樹
	〃	石島	陽子

提 案 理 由

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善
を求めるため、この案を提出する。

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の 処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活するための遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要があります。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外に児童に対応する職員が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされています。また、放課後児童支援員等については、研修により資質を向上させていくことが必要とされています。これら職員の配置等については、国が基準を定めており、これは市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされています。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求め提案が地方から国に提出されました。これを受けて、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、今後、地方分権の場で検討することとしています。

放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは、児童の安全確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められました。これを単に人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではありません。また、児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保と資質の向上が不可欠です。そのため、国は、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めましたが、要件が厳しいことから事業の活用が進まず、処遇の改善は不十分な状態です。

よって、国においては、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇改善を更に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策） 様

内閣府特命担当大臣（地方創生、男女共同参画） 様